

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第31号

指定廃棄物の最終処分場建設選定の白紙撤回を求める意見書（可決）

2011年3月の福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、風や雲に乗って拡散し、雨や雪とともに地表や樹木などに付着した。現在、広範な地域で放射性物質で汚染されたごみ焼却灰、浄水発生土や下水汚泥等が発生し、その処理が懸案となっている。

放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）は、1キログラム当たり8000ベクレル以上の「指定廃棄物」を国の責任において処分することを定め、同法に基づく「基本方針」は、この最終処分地をそれぞれが排出された都道府県内に設けることとしている。

環境省は、栃木県矢板市と茨城県高萩市の国有林野を指定廃棄物の最終処分場候補地として選定し、2012年9月両自治体に通告した。両市は、突然の通告に強く反発し、全市を挙げての反対運動が巻き起こっている。

以上のことから、下記事項について強く要望する。

記

1. 地元には全く知らされず、事前の説明もないまま、いきなり候補地として通告した選定のプロセス自体が住民の反発の背景となっている。政府は矢板、高萩の候補地決定を一たん白紙撤回し、選定のプロセスをやり直すこと。
2. 矢板市塩田字大石久保国有林野、高萩市大字上君田字豎石国有林野の両候補地は、ともに豊富な湧水に恵まれた美しい渓谷として知られ、両市の主要な水源地ともなっている。放射性廃棄物処分場として適当とは思えない。地域の実情に沿った選定作業を行うこと。
3. 福島県内の対策地域内廃棄物については、1キログラム当たり10万ベクレル超の廃棄物は、直接最終処分せず一たん中間貯蔵施設に保管することとされている。対策地域内廃棄物以外の特定廃棄物（指定廃棄物）についても、1キログラム当たり10万ベクレル超の高濃度の廃棄物を区分し、一律の直接最終処分を行わないこと。
4. 放射性廃棄物が各地に点在することは管理上も問題が多い。放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針を見直し、高濃度の廃棄物は分散廃棄せず、集中管理すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月25日

議員提出議案第32号

生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書（否決）

国は、2006年度に老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らした。その結果、「食事を1日2回にした」、「知り合いの葬式にも出席できない」など大変な暮らしを強いられている。

その上、厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会も開いて、年内にも生活保護基準の引き下げを決めようとしている。生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの暮らしを大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度に影響する。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきである。

よって、下記事項について強く求める。

記

- 1 生活保護の老齢加算を復活すること。

- 2 生活保護基準の引き下げはしないこと。
- 3 生活保護費の国庫負担は現行の 75% から全額国庫負担にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 25 日

議員提出議案第33号

消費税増税の中止を求める意見書（否決）

民主党野田内閣は、国民多数の反対を押し切って、消費税増税と社会保障改悪の「一体改革」関連法を成立させた。社会保障のためと言いながら、医療費の窓口負担引き上げ、年金削減など社会保障の切り下げと一体に、消費税を 2014 年に 8%、2015 年には 10% にまで引き上げるといふ、到底認めることができない大増税計画である。

増税法成立後も、依然として国民世論は「消費税の増税に反対」がふえ、「これ以上、家計のどこを切り詰めて暮らせというのか」、「これ以上の増税、店を閉めるしかない」、「消費税が増税されれば、職を失うことになる」と、切実な声が上がっている。

この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地を初め全国の地域経済は大打撃を受ける。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税増税倒産や廃業がふえることは必至である。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与える。1997 年に消費税を増税したときの経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかである。

消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方である。低所得者ほど負担が重い、弱い者いじめの税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくない。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業、高額所得者及び資産家に応分の負担を求めることなどが必要である。

以上のことより、住民の暮らし、地域経済及び地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税の中止を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 25 日

議員提出議案第34号

金融円滑化法及び景気対応緊急保証制度の継続を求める意見書（可決）

経済危機から中小零細業者を救ってきた「金融円滑化法」と 100%保証の「景気対応緊急保証制度」が来年 2013 年 3 月末で打ち切れようとしている。

これらの制度を活用して、苦しい中でも事業を継続してきた中小零細業者の多くは「無理な返済を求められるのではない」、「廃業、倒産も考えなければならない」などと不安が渦巻いている。

個人消費の不振などから、依然として景気低迷が続いており、内閣府の地域経済動向でも景況判断を「弱含んでいる」と引き下げた。このような経済状況からも、金融円滑化法及び緊急保証制度を打ち切るべきではない。

愛知県信用保証協会などの共同研究によれば、緊急保証が受けられなかった場合、「廃業を考えた」

という中小企業の割合は 12%に達している。その業者が実際に廃業すれば「県内の失業者はさらに 8 万 9000 人程度増加していた」と予測しているように、効果は歴然としている。

今必要なことは、中小零細業者とその従業員を路頭に迷わせないための施策を充実することである。そのためにも金融円滑化法や緊急保証制度の継続、拡充を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 25 日

議員提出議案第35号

年金 2.5%削減中止を求める意見書（否決）

国会は、2012 年 11 月 16 日十分な審議もないまま、2.5%年金削減法案を含む国民生活に直結する重要法案を強行成立させた。

今、深刻な不況と生活苦の中、年金の削減をすれば、消費税の増税とも重なって、高齢者はもとより、地域住民の生活を圧迫し、餓死や孤立死など悲惨な結果を招くことが危惧される。年金収入削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることになる。

さらに、年金の 2.5%削減法の成立は、高齢者の生活に直結するだけでなく、将来にわたり年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが深刻さを増しており、年金制度への信頼がさらに低下することは明らかである。

このような事態を踏まえて、国民の生活を守るために年金の引き下げは、直ちに中止すべきである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 25 日

議員提出議案第36号

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の 開発促進、開発支援のための法整備等を求める意見書（可決）

難病と言われる疾病には有効な治療薬、治療法がなく、患者数が特に少ない（国内患者数 1000 人未満）希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である。

そのため、希少疾患関係患者団体はこれまでに「特定疾患への指定、及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府及び関係省庁への積極的な要請活動を行ってきたところである。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府、関係省庁からも前向きな検討が強化されたが、いまだ創薬実現に向けた明確な前進は見られない。

例えば、近年、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは世界に先駆けて縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー（DMRV）治療における「シアル酸補充療法」の開発研究を進め、患者団体の要請にこたえた製薬企業が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成事業を活用して取り組み、医師主導によるDMRV治療薬の第 Ⅰ相試験を終了した。その後も独立行政法人科学技術振興機構（JST）の研究成果展開事業（A-STEP）の助成を受けたが、第 Ⅰ・第 Ⅱ相試験を行うには、十、二十億円とも言われる巨額な資金が必要であり、財源不足のため開発が暗礁に乗り上げたままになっている。

難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、はかり知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいる。

よって、国会及び政府に対して、下記事項を早期に実現するよう強く求める。

記

- 1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進、支援するための法整備を行うこと。
- 2 遠位型ミオパチーを初めとする希少疾病に関する研究事業のさらなる充実強化と継続的な支援を行うこと。
- 3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 25 日

議員提出議案第37号

メタンハイドレートの実用化を求める意見書（可決）

2011 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、現在、日本では原子力に依存しない新しい国づくりへの取り組みが求められている。そのためには、新たなエネルギー資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大などで、分散型エネルギー社会を構築することが望まれるところである。

そうした中、国内の天然ガス消費量の 100 年分にも相当するメタンハイドレートが存在するとの試算もあり、新たなエネルギー資源として注目されている。日本では地層中でメタンガスと水に分解し、回収する「減圧法」により世界で初めて連続生産に成功、2012 年 2 月には産出試験に向けた事前の掘削作業が東部南海トラフ海域で行われるなど、同開発技術で世界の先頭を走っている。

エネルギー多消費国でありながら、その多くを輸入に頼っている日本にとって、国内で資源を開発し、供給源を求めていくことは、将来のエネルギー安全保障を確立する上で避けられない国家の重要課題であり、原発依存を段階的に縮小していくためにも、メタンハイドレートは貴重な国内資源として一日も早い実用化が求められる。

よって、政府においては、メタンハイドレートの実用化を本格的に進める上で必要となる大幅な予算措置や、実用化を強力に推進するよう以下の取り組みを求める。

記

- 一、現在の採掘事業以外に、可能性のある他の海域でも環境に配慮した採掘が開始できるよう大胆な予算投入を行うこと。
- 一、採掘技術を中心とした人材の確保、産学連携及び民間投資を促す国家的プロジェクトとして、事業の安定性に資する予算措置を行うこと。
- 一、単なる開発、研究にとどまることなく、将来の経済成長や商業化を見通したマネジメント体制を構築すること。
- 一、開発技術と商用化の方途をモデル化し、他国の資源開発にも貢献できるよう、技術とノウハウの輸出も検討課題として推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 25 日

議員提出議案第38号

次代を担う若者世代支援策を求める意見書（可決）

世界銀行が 2012 年 10 月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約 2 億人のうち 4 割は 25 歳未満の若者である。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると 2011 年では 15～24 歳が 8.2%（総務省「労働力調査」）と最も高く、20 年前と比べると 2 倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いている。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念される。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題である。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしている。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っている。

また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規、非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務である。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっているといても過言ではない。

よって、政府においては、これらの諸課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求める。

記

一、環境や医療及び介護、農業、観光といった新成長産業分野を初め、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。

一、非正規労働者から正規になりにくい状況から正規、非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。

一、ワークライフバランスが社会で確立されるよう関連する法整備や、仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。

一、上記課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月25日

議員提出議案第39号

防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の 制定を求める意見書(可決)

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命及び財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められている。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的、総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的、計画的に推進するための基本計画の作成が必要となる。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠である。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的、総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国及び地方公共団体で実施し、災害に強いまちづくりを進めなければならない。

また、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備を初めとした各施策に必要な財源を確保することが課題となる。

こうしたことを実行し、わが国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加率的に進めていくことが不可欠である。

そこで、政府においては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月25日

議員提出議案第40号

議員報酬に関する決議（可決）

我々議会は、現下の社会情勢、とりわけ市内の経済状況にかんがみれば、みずからの報酬等について削減する。

むしろ、積極的にその他の予算についても削減を考えていかなければならない。

それゆえに、議会はこれまで自主的かつ自発的に議会費の削減を行ってきた。

過去2回の定数削減は、5億円弱の削減効果を生み、次の一般選挙から実施する定数削減によって4年間で2億5000万円程度の報酬等の削減となることや、さらに報酬の削減、行政視察費の削減、出務日当の見直し、政務調査費の削減等、適宜経費の削減を図ってきた。

これら議会が取り組んできた経費削減額は、議会事務局の人件費を除く議会予算に占める割合（マイナス14.6%）としては、行政が一般会計で行う予算削減比率以上である。

我々議会は、みずからの行動と言葉に責任を果たす意味から、報酬額削減に向け議論を行い、その帰結としての論理的かつ根拠のある報酬額を示し、今後議会に議案として提出するため、下記事項について決議する。

記

- 1 各方面より広く意見を求め、議員間討議を経て適切な報酬額を決定する。
- 2 平成25年第1回市議会定例会（3月）を目指し、議案として提出する。

以上、決議する。

平成24年12月25日